

根室振興局管内の二級河川における 減災に係る取組方針

二級水系

羅臼川水系
知西別川水系
春苅古丹川水系
植別川水系
忠類川水系
標津川水系
春別川水系
西別川水系
風蓮川水系

平成30年2月28日

根室振興局河川減災対策協議会

(根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町、釧路地方気象台、
釧路開発建設部、北海道警察釧路方面本部、北海道釧路方面根室警察署、
北海道釧路方面中標津警察署、根室振興局)

1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨では、流下能力を上回る洪水により、利根川水系鬼怒川の堤防が決壊し、洪水流による家屋の倒壊・流出が広範囲かつ長時間の浸水が発生した。また、これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほどの多数の孤立者が発生する事態となった。平成 28 年 8 月には、岩手県内の河川では要配慮者利用施設において入所者が逃げ遅れて犠牲になり、また北海道では観測史上初めて 1 週間の間に 3 個の台風が北海道に上陸し、その 1 週間後に再び台風が接近するという、かつてない気象状況となり、十勝川水系芽室川で堤防が決壊するなど、記録的な大雨による被害が発生した。

今後、気象変動の影響により、このような施設の能力を上回る洪水の発生頻度が全国的に高まることが懸念されている。

根室振興局管内（以下、「根室管内」）の二級河川においては、これまで、洪水による災害の発生の防止又は軽減に関して、堤防整備や河道掘削などのハード対策を中心として段階的に整備を進めてきたが、このような災害に対応するために、水防災意識社会再構築の取組を加速し都道府県が管理する中小河川においても本格展開すべきであると、平成 29 年 1 月 11 日に社会資本整備審議会会長から「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」国土交通大臣に答申されたことを受け、流域住民の安全安心を担う根室市長、別海町長、中標津町長、標津町長、羅臼町長や釧路地方気象台長、釧路開発建設部長、根室振興局長は、平成 29 年 7 月 18 日に「根室振興局河川減災対策協議会」（以下、「協議会」という。）を設置し、この協議会を水防法第 15 条の 10 に基づく「大規模氾濫減災協議会」に位置づけた。

協議会では、根室管内の二級河川流域の地形的特徴や洪水による特徴、課題を抽出し、「根室管内の二級河川流域での大規模水害時の急激な水位上昇や広範囲な浸水に対して、「迅速・確実な避難」、「社会経済被害の最小化」を目指す」ことを目標とし、避難勧告の発令等を担う市町と、道、国が一体となって行う以下の主な取組内容をとりまとめた。

- ・ ハード対策として、洪水時の避難勧告等の発令判断に活用する危機管理型水位計の整備、洪水を河川内で安全に流すための河道掘削を実施するほか、以下のソフト対策を実施する。

（ソフト対策）

- ・ 想定最大規模の洪水に対する浸水範囲・浸水深等の情報を踏まえ、避難場所等の検討を実施し、ハザードマップの作成等、周知に係る取組を行う。また、適切な避難勧告等の発令に繋がるよう、避難判断・伝達方法の確認・整理や、水位周知河川（※注）における避難勧告発令着目型タイムラインの作成及び充実を図る。また、避難時間確保に資するべく、水防資機材の充実や水防訓練に取り組む。

（※注）水位周知河川：河川管理者が避難勧告等の発令の目安となる氾濫危険水位に達した時等に、水位情報の通知及び周知を行う河川

- ・防災意識の醸成により主体的な避難行動を促すために、住民対象の避難訓練及び講習会・研修の実施や幼少期からの防災教育を充実させるとともに、根室管内を訪れる観光客や市町外への通勤、通学等の住民に対する情報発信方法の検討を行う。

本取組方針については、今後の取組状況を踏まえ隨時見直しを行うこととしており、毎年、進捗状況を共有するなどフォローアップを行う。

2. 本協議会の構成員

本協議会の参加機関及び構成員は、以下のとおりである。

参加機関	構成員
根室市	市長
別海町	町長
中標津町	町長
標津町	町長
羅臼町	町長
釧路地方気象台	台長
釧路開発建設部	部長
北海道警察釧路方面本部	警備課長
北海道釧路方面本部根室警察署	署長
北海道釧路方面本部中標津警察署	署長
根室振興局	局長

(オブザーバー)

機関
陸上自衛隊第27普通科連隊
根室市消防本部
根室北部消防事務組合

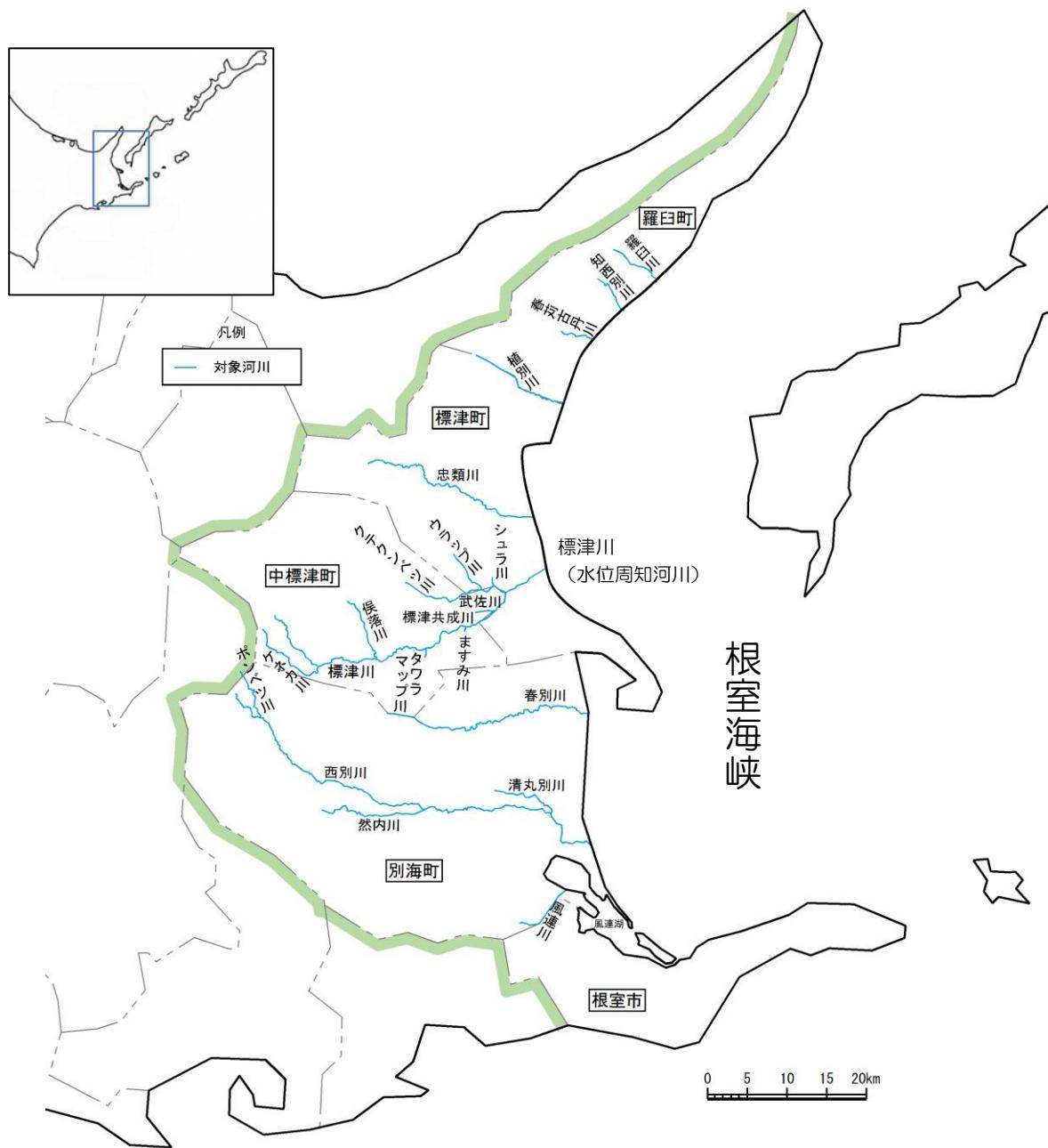


図 根室管内の二級河川

3. 根室管内の二級河川の概要と主な課題

◆流域および河川の特徴

根室管内を流れる二級河川は、標津川をはじめ9水系21河川であり、管内の北部（忠類川より北側）と南部（標津川より南側）でそれぞれ違った特徴を有する。管内の北部を流れる河川は、知床世界自然遺産を含む急峻な知床連山から流出し根室海峡に注ぐ急流河川である。一方で、管内の南部を流れる河川は、酪農地帯である根釧台地を流下し、市街地が形成された平地および湿原・湖などの湿地帯を緩やかに流れ根室海峡に注いでいる。

- ① 北部の河川は、河川勾配や地形勾配が急であるため、洪水時に短時間で水位上昇しやすく、侵食力が高い。
- ② 南部の河川は、上流域は河川勾配や地形勾配が急で洪水時に短時間で水位上昇しやすく侵食力が高い。中～下流域は、背後に住家の点在する農地や市街地が広がる低平地を流下しており、氾濫水が拡散しやすく浸水が広範囲に及ぶことが懸念される。

◆過去の被害状況と河川改修の状況

標津川では、昭和22年9月のカスリーン台風による豪雨や昭和33年9月の台風21号などにより、氾濫や河岸決壊などの被害が生じた。また、昭和35年3月の融雪出水により、死者・行方不明者4名、浸水家屋64戸、橋梁流失1箇所の被害が生じている。

また平成以降も、平成10年9月の台風で畠地79haが冠水するなどの被害が生じ、その後も平成18年10月、平成22年8月、平成27年8月、平成28年8月と浸水被害が生じている。

これらの被害状況を鑑み、「標津川水系河川整備計画【指定河川】（平成20年7月）」、「標津川水系河川整備計画【中・上流地区】（平成22年2月）（平成29年3月部分改定）」を策定し、対象期間内に河川整備の当面の目標を決定し、掘削、築堤などの対策を実施している。

平成28年8月、9月には、台風や低気圧により標津川では氾濫危険水位を一時超過するなどの洪水に見舞われ、浸水被害が生じた。

◆根室管内の二級河川流域の社会経済等の状況

根室管内には、約8万人が居住しており、昭和60年以降減少傾向にあるものの大規模な草地型酪農が盛んであり全国の約1割に相当する年間79万トンの生乳生産量がある。また、水産業も盛んであり道内漁業生産の約2割程度を占める一大生産地域となっているほか、豊かな酪農業・水産業を背景に食料品製造業も盛んである。さらに世界自然遺産に登録された知床やラムサール条約湿地に登録された風連湖など貴重で豊富な自然観光資源により観光業の推進も図っている。

そのため、これらの流通・運搬、観光アクセスなどに浸水被害が発生した場合には、社会経済への影響が懸念される。

◆根室管内の二級河川流域での大規模水害時の主な特徴と課題

- ◇北部を流れる河川は、市街地や集落がある河口部まで河川勾配及び、流域地形の勾配も急であることから、氾濫水が短時間で流入するため、早期に避難困難水位に達するおそれがある。また、河川に近接している主要な道路では、浸水や河岸侵食による被災により、市街地・集落が分断されるおそれがあり、社会経済への影響が懸念される。
- ◇南部を流れる河川は、上流域は急激な水位上昇により早期に避難困難水位に達することや、河川に近接する道路が河岸侵食により被災するおそれがある。また、中～下流域は背後に農地や市街地が広がる低平地があり、氾濫水が拡散しやすく浸水が広範囲に及ぶことから、多くの住民が避難を余儀なくされ、公共施設や主要な道路が浸水被害を受けるおそれがあり、社会経済への影響が懸念される。
- ◇居住市町外への通勤、通学等を行う住民に対して、発災時の情報発信不足による避難の遅れが懸念される。また、根室管内は知床世界自然遺産をはじめとした豊かな自然に恵まれた地域であり、国内外から多くの観光客が訪れる地域であり、観光客に対して水害リスクや発災時の行動に関する情報発信を適切に行うことが重要である。

これらの課題に対して、本協議会では、根室管内の二級河川の大規模水害に対し「迅速・確実な避難」、「社会経済被害の最小化」を目指すこととして、取組内容について検討を行った。

4. 現状の取組状況等

根室管内の二級河川における減災対策について、各機関が現在実施している取組及び、取組に対する課題を抽出した結果、概要は以下のとおりである。(別紙－1参照)

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

※現状：○、課題：●（以下同様）

項目	現状○と、課題●	
洪水時における河川管理者等からの情報提供等の内容及びタイミング	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道では避難勧告の発令の目安となる氾濫危険水位に達した時等に水位情報の通知及び周知を行っている。【水位周知河川：標津川】 また、氾濫危険水位への到達、重大な災害が発生する恐れがある場合は、河川管理者から町に対して、ホットラインで知らせる。【水位周知河川：標津川】 ○ 気象台では気象警報・注意報を発表し、現象ごとに警戒期間、注意期間、ピーク時間帯、雨量などの予想最大値等を危険度を色分けした時系列で提供している。また、5日先までの「警報級の可能性」を提供している。 また、3時間先までの「洪水警報の危険度分布」をホームページ等で提供している。また、6時間先までの流域雨量指数の予測値を気象庁防災情報提供システムで提供している。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災情報の意味やその情報による対応が住民には十分認知されていないことが懸念される。 	A
	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災情報が適切に避難勧告等の発令に繋がるよう、情報提供の内容やタイミングを予め整理することが求められる。 	B
避難勧告等の発令基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各市町では、避難勧告等の発令者、発令基準を地域防災計画等に定め、その内容に基づき発令している。 ○ 気象台では、避難勧告等の発令基準の検討の支援を行っている。 ○ 道では避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成（水害編）【作成例】を提供し各市町の作成を支援している。 ○ 国では多機関が連携する水防災タイムライン作成について、根室管内の展開に向けて、検討状況を情報提供している。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 水位周知河川以外では、洪水に対応した避難勧告等の発令基準や発令対象地区が明確ではない。 	C
	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災情報が適切に避難勧告等の発令に繋がるよう、情報提供の内容、避難勧告発令着目型タイムラインや避難勧告等の判断や伝達方法等を予め整理することが求められる。 	D

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	現状○と、課題●	
避難場所・避難経路	○ 道では、浸水想定区域図を公表し、自治体に通知している【水位周知河川：標津川（平成 20 年 7 月）】。また、想定最大規模の降雨を対象とした洪水浸水想定区域図を作成している。【水位周知河川：標津川】 ○ 道では、水位周知河川以外の河川においても、簡易な手法を用いた想定最大規模の洪水を対象とした氾濫危険区域図を作成中。 ○ 中標津町と標津町では、公表された浸水想定区域図を基に洪水ハザードマップを作成し、浸水範囲、避難所、避難場所を周知している。（中標津町：平成 20 年 8 月、標津町：平成 22 年 2 月） ○ 羅臼町では、ハザードマップを作成し、浸水範囲、避難所、避難場所を周知している。（平成 24 年 7 月） ○ 根室市では、洪水を対象とした避難場所は指定していないが、土砂災害時の避難場所を指定している。 ○ 別海町では、洪水を対象とした避難場所を指定した（平成 29 年度）。	
	● これまで作成、配布済みの洪水ハザードマップは、今後、想定最大規模の洪水における避難場所や避難経路の検討が必要である。	E
	● 浸水想定区域図が公表されていない河川が氾濫した場合の避難場所・避難経路の検討に苦慮することが懸念される。	F
	● 洪水浸水想定区域図に記載された浸水深等の情報がリスクとして充分に住民等に認識されないことが懸念される。	G
	● 避難経路に位置する橋が通行できない場合などの予備の避難経路や避難場所の指定が不十分であり、いざという時に避難路が浸水しているなど、迅速な避難ができないことが懸念される。	
住民や観光客等への情報伝達の体制や方法	○ 避難に関する情報及び避難の際の注意事項等を防災行政無線・広報車・消防車、ホームページ、SNS、登録制メール、緊急速報メールおよびエリアメールなどにより情報伝達している。 ○ 中標津町では、発令基準・伝達方法等をまとめた個別マニュアルを作成【土砂災害と併用】（平成 29 年 4 月）するとともに、町内会長に直接連絡する体制を構築した。 ○ 標津町では、キャンプ場を利用している観光客に対し、キャンプ場管理者を通じて情報伝達しているほか、病院、福祉施設は避難準備情報発令よりも早い段階から連絡を取り合っている。 ○ 道では、河川水位の情報をホームページ等を通じて伝達している。また、北海道防災情報システムの登録制メールで氾濫危険水位等に達した際に通知できるようにしている。【水位周知河川】 ○ 警察では避難に関する情報をパトカー等により伝達している。 ○ 国では、水害・土砂災害への備えに関する要配慮者利用施設の管理者向け説明会を実施している。また、川の防災情報により水位、雨量情報をホームページを通じて伝達している。	
	● 高気密性住宅が多いことに加え、大雨・暴風により、音声による情報の聞き取りが困難となることが懸念される。	H
	● 登録制情報配信メール、ホームページ、緊急速報メール等により各種防災情報を発信しているが、要配慮者へ伝えたい情報が正しく伝わっているか懸念される。	
	● 防災情報の意味やその情報による対応が住民には十分認知されていないことが懸念される。（再掲）	A

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	現状○と、課題●	
防災教育及び講習会・研修・訓練に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所運営ゲーム（HUG）北海道版の取組を行っている。 ○ 住民対象の講習会を毎年開催している。 ○ 広報誌（紙）やSNS、コミュニティFM放送等による啓発を行っている。 ○ 羅臼町と中標津町では防災教育に特化した授業を行うことについて、学校と調整している。 ○ 道・気象台・国では、市町が行う講習会・研修、学校の授業への支援を行っている。 ○ 警察では、地域住民対象の防災講話をを行っている。 ○ 国では釧路管内の河川防災教育の実施事例を情報提供している。 <p>● 住民の防災意識向上のため、住民対象の講習会・研修・訓練及び幼少期からの防災教育を実施・継続していくことが求められる。</p>	I
避難誘導体制	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各市町では、避難誘導は地域防災計画に基づき市町職員、警察、水防団（＝消防団）、自主防災組織が実施する。 ○ 羅臼町では、要支援者避難支援計画を策定し、避難指示等の基本的な考え方をまとめている ○ 警察では、避難誘導は、各市町、消防等防災関係機関と連携し実施している。 <p>● 水防団員の高齢化と減少傾向のため、想定最大規模の洪水時において避難誘導時の人員が不足することが懸念される。</p> <p>● 地域防災計画には、市町職員、警察、水防団それぞれの役割が明確に規定されておらず、出動時の混乱が懸念される。</p>	J

② 水防に関する事項

項目	現状○と、課題●	
河川水位等に係る情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道では、基準観測所の水位により水防警報を発表し、水位情報の通知及び周知を行っている。【水位周知河川：標津川】 また、その他、水位計を設置している河川については、ホームページを通じ伝達している。 ○ 気象台では、3時間先までの「洪水警報の危険度分布」をホームページ等で提供している。また、6時間先までの流域雨量指数の予測値を気象庁防災情報提供システムで提供している。 ○ 各市町では、河川管理者、気象庁からの発表等に基づき、必要に応じ、水防団や住民に対して情報伝達している。 <p>● 水位計が設置されていない河川において、洪水時にリアルタイムに水位情報を得て、危険度を把握することができない。</p> <p>● 河川水位、水防警報等の情報等、個々の水防団員への周知が不十分である。</p>	K

② 水防に関する事項

項目	現状○と、課題●	
重要水防箇所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道では、水防上特に注意が必要箇所を重要水防箇所に指定し、ホームページで公表している。洪水時は基準水位に達したとき、または、下降した時点で河川巡視を行っている。 ○ 各市町は、重要水防箇所は北海道のホームページなどで確認している。また、大雨時など洪水の恐れがある場合、巡視している。 ○ 国では、大雨時など、開建関係課所における道路等パトロールを活用し川の情報を情報伝達している。 ○ 警察では、平常時から、水害危険箇所を把握し、パトロールを実施している。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 近隣住民、水防団へのリスク情報の周知が十分とは言えない。 ● 水防活動員（職員等）による水位観測時の避難を含めた安全対策が不十分である。 	L
	<ul style="list-style-type: none"> ● 洪水時の堤防や河川水位の状況など、河川管理者と関係自治体及び関係機関の間での速やかな情報共有が十分になされない懸念がある。 	M
水防資機材の整備状況	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道では、毎年水防資機材の保有状況について確認をしており、水防資機材は根室地区防災資器材備蓄センター、出張所倉庫等に保有している。 ○ 各市町では、水防資機材は、市役所や役場の倉庫等に保有している。 ○ 根室市では、高潮対応として主要箇所に土のうステーションを設置している。（※高潮対応） ○ 国では、水防資機材は釧路地区水防拠点、標茶防災ステーションに保有している。また、災害対策用機械（排水ポンプ車、照明車）を水防拠点、河川防災ステーションに配置している ○ 警察では、災害対策資機材を方面本部・各警察署に保有している。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害対策用資機材は、常時、災害発生による出動体制を確保する必要がある。 ● 水防活動及び排水活動が多地点で行われる場合の災害対策用資機材の不足が懸念されるとともに、資機材の共有方法や相互支援の方法が確立されていない。 ● 近年、大規模洪水が発生していないことから、土のう製作をはじめとする水防資機材の使用に関する知識・技術が不十分である。 	N
市町村庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域防災計画に基づき対応している。 ○ 中標津町では、介護・福祉担当者から要配慮者施設への連絡体制を構築している。 ○ 標津町では、役場庁舎の重要機材（電算機材など）を2階へ移設することを検討している。 ○ 羅臼町では、平成30年度に新中学校の完成に伴い、災害時の代替庁舎とする予定である。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 浸水区域内の災害時拠点施設の機能確保のための対策について検討する必要がある。 	O

② 水防に関する事項

項目	現状○と、課題●
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各市町は、災害時の物資提供や職員派遣などについて「根室管内5市町村防災基本協定」を締結している。 また、大雨、長雨により河川水位の上昇が予想される場合に現地の状況観察を行ない、不測の事態に緊急に対処できる体制を整えている。 ○ 根室市では、高潮など台風・低気圧災害に対応するタイムラインを策定した。 ○ 国では、災害時に関係機関等との連携を迅速に行うため、河川洪水対応演習、公開水防演習、防災エキスパートの意見交換会を実施している。 <p>● 不測事態に緊急に対処できる体制を整えているが、経験したことのない洪水により、対処できる体制を越える事態も懸念される。</p>

③ 汚濫水の排水、施設運用等に関する事項

項目	現状○と、課題●
排水施設、排水資機材の操作・運用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各市町は、水防資機材は資材庫等に保有しており、非常時に水防団等への貸し出しが可能である。 ○ 道では、樋門の操作点検は、出水期前に実施している。 ○ 国では、水防体制強化のため、水防資機材を活用し、排水訓練を実施している。また、災害対策用機械（排水ポンプ車、照明車）の内水排除対策訓練を実施している。 <p>● 大規模浸水時に効率的に排水を行うため、関係機関の連携による排水手段の検討を行う必要がある。</p>

④ 河川の施設整備に関する事項

項目	現状○と、課題●
堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道では、流下能力が不足している道管理区間において、河道掘削等を実施している。 <p>● 計画断面に対し、高さや幅が不足している堤防や流下能力が不足している河道があり、洪水により氾濫するおそれがある。</p>

5. 減災のための目標

各機関が連携して平成32年度までに達成すべき減災目標は、以下のとおりとした。

◆概ね4年間で達成すべき目標

根室管内の二級河川の大規模水害時の急激な水位上昇や広範囲な浸水に対しての「迅速・確実な避難」、「社会経済被害の最小化」を目指す。

※大規模水害・・・施設では防ぎきれない洪水氾濫による被害

※迅速・確実な避難・・・流域住民が予め避難経路・避難場所を把握し、またリアルタイムの防災情報を入手し避難勧告等に基づき的確な避難を行う

※社会経済被害の最小化・・・人口・資産の集中する別海町、標津町、中標津町、羅臼町市街地をはじめ、流域全体における洪水による社会経済被害を軽減し、早期に経済活動を再開できる状態

◆目標達成に向けた2つの取組

根室管内の二級河川において水災害防止を目的として河川管理者が実施する堤防整備等の洪水を河川内で安全に流す対策に加え、以下の取組を実施。

- (1) 迅速かつ確実な避難のための避難行動に関する取組
- (2) 洪水氾濫による、広範囲にわたる浸水被害から社会経済被害を軽減するための的確な水防活動・早期復旧のための取組

6. 概ね4年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で、常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各機関が取り組む主な内容は次のとおりである。（別紙2参照）

堤防整備等が整備途上であり、洪水により氾濫するおそれがある。また、迅速かつ確実な避難行動に資するツールが不足している。これらを踏まえた各参加機関が実施するハード・ソフト対策における主な取組項目・目標時期・取組機関は、以下のとおりである。

① 円滑かつ迅速な避難のため取組（別紙2－1参照）

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
◆情報伝達、避難計画等に関する取組			
① 洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミングの確認	B C D M	H29年度から	根室市、別海町、中標津町、 標津町、羅臼町、 根室振興局、 釧路地方気象台、 釧路開発建設部
② 避難勧告等の発令対象区域、発令判断基準等の確認	B C D	H29年度から	別海町、中標津町、標津町、 羅臼町
③ 水害危険性（浸水想定及び河川水位等の情報）の周知	E	H29年度から	根室振興局
④ 要配慮者利用施設における避難場所の確保・訓練等に関する取組を促進	H	継続実施	別海町、中標津町、標津町、 羅臼町、 根室振興局、 釧路地方気象台、北海道警察、 釧路開発建設部
⑤ 円滑な避難・交通途絶情報の共有・氾濫後の復旧のための道路管理者との連携	G	H30年度から	根室市、別海町、中標津町、 標津町、羅臼町、 根室振興局、北海道警察、 釧路開発建設部

(別紙2－2参照)

◆平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する取組				
① 想定最大規模も含めた浸水想定区域図、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表	E	H29 年度から	根室振興局	
② ハザードマップの作成等、周知に係る取組	E	H30 年度から	別海町、中標津町、標津町、羅臼町	
③ 想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等に基づいた地域防災計画の更新	C E G	H30 年度から	別海町、中標津町、標津町、羅臼町	
④ 住民及び観光客や市町外への通勤、通学者等に対する、平時及び発災時の効率的でわかりやすい情報発信方法の検討	A F H	継続実施	根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町、根室振興局、釧路開発建設部	
⑤ 根室管内の特徴を踏まえた幼少期からの防災教育の促進	A F I	継続実施	根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町、根室振興局、釧路地方気象台、北海道警察、釧路開発建設部	
⑥ 関係機関及び地域住民を対象とした水防災に関する講習会や研修の実施、避難訓練の実施、自主防災組織等の住民意識向上など効果的な対応を検討	A F I	継続実施	根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町、根室振興局、釧路地方気象台、北海道警察、釧路開発建設部	
⑦ 住民の水防災意識啓発のための広報の充実（ホームページ内の水害リスク情報や減災の取組等の関連情報を一元的に情報発信し、関係機関のホームページからアクセスし易くする等）	A E F	H29 年度から	根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町、根室振興局、釧路開発建設部	

(別紙2－3参照)

◆円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項				
① 水害リスクの高い地区に対して、洪水時の避難勧告等の発令判断に活用する水位計(危機管理型等)の整備	K	H30 年度から	根室振興局 釧路開発建設部	
② 堤防天端の保護(越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばす対策)	R	H30 年度から	根室振興局	
③ 水防活動を迅速化できるよう土のうステーション等の資材を補充	N	H29 年度から	根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町、根室振興局	
④ 防災資材備蓄施設の整備	N	H29 年度から	根室振興局	

② 的確な水防活動のための取組（別紙2－4参照）

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
◆水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組			
① 重要水防箇所の確認	J L	H29 年度から	別海町、中標津町、標津町、羅臼町、根室振興局、北海道警察、釧路開発建設部
② 水防資機材の充実、維持や関係機関との情報共有	M N P Q	H30 年度から	根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町、根室振興局、釧路開発建設部
③ 関係機関と連携した水防訓練	J K L N Q	継続実施	根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町、根室振興局、北海道警察、釧路開発建設部
④ 消防団員（＝水防団員）の確保に向けた広報等	J	継続実施	根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町、根室振興局、釧路地方気象台、北海道警察、釧路開発建設部
⑤ 根室管内市町及び関係機関間での防災・減災に係る情報の共有手段及び応援等要請手順の確認	J N P Q	継続実施	根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町、根室振興局、釧路地方気象台、北海道警察、釧路開発建設部
◆市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項			
① 市町村庁舎や災害時拠点病院等への情報伝達や機能確保のための対策の検討	O	H30 年度から	別海町、中標津町、標津町、羅臼町、根室振興局、釧路開発建設部

③氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組（別紙2－4参照）

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
◆水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組			
① 排水ポンプ車等の出動等に係る関係機関との調整方法の確認	N Q P	H30年度から	根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町、根室振興局、釧路開発建設部

④ 河川の施設整備に関する取組（別紙2－4参照）

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
◆洪水氾濫を未然に防ぐ対策			
① 河道掘削等の実施	R	H29年度から	根室振興局

7. フォローアップ

本取組方針については、今後の取組状況を踏まえ隨時見直しを行うこととしており、毎年、進捗状況を共有するなど持続的なフォローアップを行い、隨時、取組方針を見直すこととする。

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	根室市	別海町	中標津町	標津町	羅臼町	根室振興局	釧路地方気象台	北海道警察釧路方面本部・各警察署	釧路開発建設部	課題のまとめ	
対象水系	風蓮川	西別川、春別川、風蓮川	標津川、春別川	標津川、植別川、忠類川	羅臼川、知西別川、春苅古丹川、植別川	全水系					
洪水時における河川管理者等からの情報提供等の内容及びタイミング						<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告の発令の目安となる氾濫危険水位に達した時等に水位情報を通知及び周知を行っている。【水位周知河川：標津川】 ・氾濫危険水位への到達、重大な災害が発生する恐れがある場合は、河川管理者から町に対して、ホットラインで知らせる。【水位周知河川：標津川】 	<ul style="list-style-type: none"> ・3時間先までの「洪水警報の危険度分布」をホームページ等で提供している。 ・6時間先までの流域雨量指數の予測値を気象庁防災情報提供システムで提供している。 ・気象警報・注意報を発表し、現象ごとに警戒期間、注意期間、ピーク時間帯、雨量などの予想最大値等について危険度を色分けした時系列で提供している。 ・5日先までの「警報級の可能性」を提供している。 			<ul style="list-style-type: none"> ●防災情報の意味やその情報による対応が住民には十分認知されていないことが懸念される。 	A
										<ul style="list-style-type: none"> ●防災情報が適切に避難勧告等の発令に繋がるよう、情報提供の内容やタイミングを予め整理することが求められる。 	B
避難勧告等の発令基準	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水に係る発令基準は定めていないが、大雨警報等に係る「土砂災害」を対象とした基準を定めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水に係る発令基準を定めていないが、土砂災害を含めた「大雨」を対象とした基準を定めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令者、発令基準を地域防災計画に定め、その内容に基づき発令している。 ・さらに、発令基準・伝達方法等をまとめた個別マニュアルを作成した。(平成29年4月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令者、発令基準を地域防災計画に記載し、その内容に基づき発令している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の判断・伝達マニュアル（水害編）【作成例】を提供し、自治体の作成を支援している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令基準の検討の支援を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町の避難勧告等発令基準及び発令について情報収集している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・多機関が連携する水防災タイムライン作成について、根室管内での展開に向けて、検討状況を情報提供している。 	<ul style="list-style-type: none"> ●水位周知河川以外では、洪水に対応した避難勧告等の発令基準や発令対象地区が明確ではない。 	C	
										<ul style="list-style-type: none"> ●防災情報が適切に避難勧告等の発令に繋がるよう、避難勧告に着目したタイムラインや避難勧告等の判断や伝達方法等を予め整理することが求められる。 	D
避難場所・避難経路	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水を対象とした避難場所は指定していないが、土砂災害時の避難場所を指定している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水を対象とした避難場所を指定した。(平成29年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年7月に公表された浸水想定区域図を基に洪水ハザードマップを作成し、浸水範囲、避難所、避難場所を周知している。(平成20年8月) ・今後、想定最大規模の降雨を対象とした洪水浸水想定区域図が公表されれば、ハザードマップを改定予定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年7月に公表された浸水想定区域図を基に洪水ハザードマップを作成し、浸水範囲、避難所、避難場所を周知している。(平成22年2月) ・今後、想定最大規模の降雨を対象とした洪水浸水想定区域図が公表されれば、ハザードマップを改定予定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップを作成し、浸水範囲、避難所、避難場所を周知している。(平成24年7月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水想定区域図を公表し、自治体に通知している。【水位周知河川：標津川（平成20年7月）】 ・想定最大規模の降雨を対象とした洪水浸水想定区域図を作成中。【水位周知河川：標津川】 ・水位周知河川以外の河川においても、想定し得る浸水区域や浸水深など水害危険性の周知について検討中。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町の避難場所・避難経路について情報収集している。 		<ul style="list-style-type: none"> ●これまで作成、配布済みの洪水ハザードマップは、今後、想定最大規模の洪水における避難場所や避難経路の検討が必要である ●浸水想定区域図が公表されていない河川が氾濫した場合の避難場所・避難経路の検討に苦慮することが懸念される。 	E	
										<ul style="list-style-type: none"> ●洪水浸水想定区域図に記載された浸水深等の情報がリスクとして充分に住民等に認識されないことが懸念される。 	F
										<ul style="list-style-type: none"> ●避難経路に位置する橋が通行できない場合などの予備の避難経路や避難場所の指定が不十分であり、いざという時に避難路が浸水しているなど、迅速な避難ができないことが懸念される。 	G
住民や観光客等への情報伝達の体制や方法	<ul style="list-style-type: none"> ・避難に関する情報及び避難の際の注意事項等を防災行政無線（主に沿岸域）、緊急速報メール（エリアメール）、北海道防災情報システム（ララート）、登録制メール、ホームページ、SNS（フェイスブック、ツイッター）、電話、FAX、広報車、消防車により情報伝達している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難に関する情報及び避難の際の注意事項等を広報車、防災行政無線、エリアメールにより情報伝達している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難に関する情報及び避難の際の注意事項を緊急速報メール（エリアメール）、ホームページ、SNS、消防車両等により情報伝達している。 ・発令基準・伝達方法等をまとめた個別マニュアルを作成した【土砂災害と併用】(平成29年4月) ・病院、福祉施設は避難準備情報発令よりも、早い段階から連絡を取り合っている。 ・町内会長に直接連絡する体制を構築した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難に関する情報及び避難の際の注意事項を防災行政無線、エリアメール、広報車により情報伝達している。 ・キャンプ場を利用していいる観光客に対して、キャンプ場管理者を通じて情報伝達している。 ・発令基準・伝達方法等をまとめた個別マニュアル（登録制）で情報伝達している。 ・病院、福祉施設は避難準備情報発令よりも、早い段階から連絡を取り合っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難に関する情報及び避難の際の注意事項を防災無線、ホームページ、エリアメール、羅臼町防災メール（登録制）で情報伝達している。 ・河川水位の情報をホームページを通じて伝達している。 ・北海道防災情報システムの登録制メールで氾濫危険水位等に達した際に通知できるようにしている。【水位周知河川】 	<ul style="list-style-type: none"> ・気象情報、注意報、警報等の情報をホームページ等を通じて伝達している。 ・避難に関する情報をパートナー等により伝達している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水害・土砂災害への備えに関する要配慮者利用施設の管理者向け説明会を実施している。 ・川の防災情報により水位、雨量情報をホームページを通じて伝達している。 	<ul style="list-style-type: none"> ●高気密性住宅が多いことに加え、大雨・暴風により、音声による情報の聞き取りが困難となることが懸念される。 ●登録制情報配信メール、ホームページ、緊急速報メール等により各種防災情報を発信しているが、観光客や要配慮者へ伝えたい情報が正しく伝わっているか懸念される。 	H		
										<ul style="list-style-type: none"> ●防災情報の意味やその情報による対応が住民には十分認知されていないことが懸念される。(再掲) 	A
防災教育及び講習会・研修・訓練に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営ゲーム（HUG）北海道版の取組を行っている。 ・講演会や研修会の実施や、多機関と連携し地域や学校などへの出前講座の実施 ・広報誌やSNS、コミュニケーションFIM放送による啓発を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営ゲーム（HUG）北海道版の取組を行っている。 ・住民対象の講習会を毎年開催している。 ・広報紙やコミュニティFIM放送による啓発を行っている。 ・防災教育に特化した授業を行うことについて、学校と調整している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営ゲーム（HUG）北海道版の取組を行っている。 ・住民対象の講習会を毎年開催している。 ・広報紙による啓発を行っている。 ・防災教育に特化した授業を行うことについて、学校と調整している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営ゲーム（HUG）北海道版の取組を行っている。 ・住民対象の講習会を毎年開催している。 ・広報紙による啓発を行っている。 ・防災教育に特化した授業を行うことについて、学校と調整している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の避難のあり方を考えることで事前の備えの重要性を学ぶため避難所運営ゲーム（HUG）北海道版の取組を行っている。 ・広報紙による啓発を行っている。 ・市町が行う講習会・研修、学校の授業への支援を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民対象の防災講話を実施している。 ・市町が行う講習会・研修、学校の授業への支援を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・釧路管内での河川防災教育の実施事例を情報提供している。 ・市町が行う講習会・研修、学校の授業への支援を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●住民の防災意識向上のため、住民対象の講習会・研修・訓練及び幼少期からの防災教育を実施・継続していくことが求められる。 	I		
避難誘導体制	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導は、地域防災計画に基づき市職員、警察、水防団（＝消防団）が実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導は、地域防災計画に基づき町職員、警察、水防団（＝消防団）が実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導は、地域防災計画に基づき町職員、警察、水防団（＝消防団）が実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導は、地域防災計画に基づき町職員、警察、水防団（＝消防団）が実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導は、地域防災計画に基づき町職員、警察、水防団（＝消防団）が実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導は、各市町、消防等防災関係機関と連携し実施する。 		<ul style="list-style-type: none"> ●水防団員の高齢化と減少傾向のため、想定最大規模の洪水時において避難誘導時の人員が不足することが懸念される。 ●地域防災計画には、市町職員、警察、水防団それぞれの役割が明確に規定されておらず、出動時の混乱が懸念される。 	J		

② 水防に関する事項

項目	根室市	別海町	中標津町	標津町	羅臼町	根室振興局	釧路地方気象台	北海道警察釧路方面本部・各警察署	釧路開発建設部	課題のまとめ	
河川水位等に係る情報提供		<ul style="list-style-type: none"> ・河川管理者、気象庁からの発表等に基づき、必要に応じ、水防団や住民に対して情報伝達している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基準観測所の水位により水防警報を発表し、水位情報の通知及び周知を行っている。【水位周知河川：標津川】 ・その他、水位計を設置している河川については、ホームページを通じ伝達している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・3時間先までの「洪水警報の危険度分布」をホームページ等で提供している。 ・6時間先までの流域雨量指数の予測値を気象庁防災情報提供システムで提供している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・河川管理者から発表される水防警報による水位情報の通知を受けるほか、川の防災情報等により、水位・雨量を情報収集している。 		<ul style="list-style-type: none"> ●水位計が設置されていない河川において、洪水時にリアルタイムに水位情報を得て、危険度を把握することができない。 ●河川水位、水防警報等の情報等、個々の水防団員への周知が不十分である。 				
重要水防箇所		<ul style="list-style-type: none"> ・重要水防箇所は北海道のホームページなどで確認している。 ・大雨時など洪水の恐れがある場合、巡視している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水防上特に注意が必要箇所を重要水防箇所に指定し、ホームページで公表している。 ・大雨時など洪水の恐れがある場合、巡視している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平常時から水害危険箇所を把握し、パトロールを実施している。 ・大雨時など、開建関係課所における道路等パトロールを活用し川の情報を情報伝達している。 		<ul style="list-style-type: none"> ●近隣住民、水防団へのリスク情報の周知が十分とは言えない。 ●水防活動員（職員等）による水位観測時の避難を含めた安全対策が不十分である。 	L				
									<ul style="list-style-type: none"> ●洪水時の堤防や河川水位の状況など、河川管理者と関係自治体及び関係機関の間での速やかな情報共有が十分になされない懸念がある 	M	
水防資機材の整備状況	<ul style="list-style-type: none"> ・水防資機材は、消防本部の倉庫等に保有している。 ・主要箇所に土のうステーションを設置している。（※高潮対応） 	<ul style="list-style-type: none"> ・水防資機材は、役場の倉庫等に保有している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水防資機材は、役場の倉庫等に保有している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水防資機材は、役場の倉庫等に保有している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水防資機材は、役場の倉庫等に保有している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年水防資機材の保有状況について確認をしている。 ・水防資機材は根室地区防災資器材備蓄センター、出張所倉庫等に保有している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策資機材を方面本部・各警察署に保有している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水防資機材は釧路地区水防拠点、標茶防災ステーションに保有している。 ・災害対策用機械（排水ポンプ車、照明車）を水防拠点、河川防災ステーションに配置している。 	<ul style="list-style-type: none"> ●災害対策用資機材は、常時、災害発生による出動体制を確保する必要がある。 ●水防活動及び排水活動が多地点で行われる場合の災害対策用資機材の不足が懸念されるとともに、資機材の共有方法や相互支援の方法が確立されていない。 ●近年、大規模洪水が発生していないことから、土のう製作をはじめとする水防資機材の使用に関する知識・技術が不十分である。 	N	
市町村庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応		<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画に基づき対応 ・介護・福祉担当者から要配慮者施設への連絡体制を構築している。 		<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画に基づき対応 ・役場庁舎の重要機材（電算機材など）を2階へ移設することを検討。 		<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画に基づき対応 ・平成30年度に新中学校の完成に伴い、災害時の代替庁舎とする予定である。 				<ul style="list-style-type: none"> ●浸水区域内の災害時拠点施設の機能確保のための対策について検討する必要がある。 	O
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の物資提供や職員派遣などについて「根室管内5市町村防災基本協定」を締結している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の物資提供や職員派遣などについて「根室管内5市町村防災基本協定」を締結している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の物資提供や職員派遣などについて「根室管内5市町村防災基本協定」を締結している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の物資提供や職員派遣などについて「根室管内5市町村防災基本協定」を締結している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の物資提供や職員派遣などについて「根室管内5市町村防災基本協定」を締結している。 					<ul style="list-style-type: none"> ●不測事態に緊急に対処できる体制を整えているが、経験したことのない洪水により、対処できる体制を越える事態も懸念される。 	P
	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨、長雨により河川水位の上昇が予想される場合に現地の状況観察を行ない、不測の事態に緊急に対処できる体制を整えている。 ・高潮など台風・低気圧災害に対応するタイムラインを策定済。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨、長雨により河川水位の上昇が予想される場合に現地の状況観察を行ない、不測の事態に緊急に対処できる体制を整えている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨、長雨により河川水位の上昇が予想される場合に現地の状況観察を行ない、不測の事態に緊急に対処できる体制を整えている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨、長雨により河川水位の上昇が予想される場合に現地の状況観察を行ない、不測の事態に緊急に対処できる体制を整えている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨、長雨により河川水位の上昇が予想される場合に現地の状況観察を行ない、不測の事態に緊急に対処できる体制を整えている。 						

③ 汚濁水の排水、施設運用等に関する事項

項目	根室市	別海町	中標津町	標津町	羅臼町	根室振興局	釧路地方気象台	北海道警察釧路方面本部・各警察署	釧路開発建設部	課題のまとめ
排水施設、排水資機材の操作・運用	・水防資機材は資材庫等に保有しており、非常時に水防団等への貸し出し可能である。	・水防資機材は資材庫等に保有しており、非常時に水防団等への貸し出し可能である。	・水防資機材は資材庫等に保有しており、非常時に水防団等への貸し出し可能である。	・水防資機材は資材庫等に保有しており、非常時に水防団等への貸し出し可能である。	・水防資機材は資材庫等に保有しており、非常時に水防団等への貸し出し可能である。	・水防資機材は資材庫等に保有しており、非常時に市町村等への貸し出し可能である。			・水防資機材は資材庫等に保有しており、非常時に市町村等への貸し出し可能である。	●大規模浸水時に効率的に排水を行うため、関係機関の連携による排水手段の検討を行う必要がある。 Q
						・樋門の操作点検を出水期前に実施している。			・水防体制強化のため、水防資機材を活用し、排水訓練を実施している。 ・災害対策用機械（排水ポンプ車、照明車）の内水排除対策訓練を実施している。	

④ 河川の施設整備に関する事項

項目	根室市	別海町	中標津町	標津町	羅臼町	根室振興局	釧路地方気象台	北海道警察釧路方面本部・各警察署	釧路開発建設部	課題のまとめ
堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容						・流下能力が不足している道管理区間において、河道掘削等を実施している。				●計画断面に対し、高さや幅が不足している堤防や流下能力が不足している河道があり、洪水により氾濫するおそれがある。 R

具体的な取組の柱		目標時期	実施する機関								
事項	具体的取組		根室市	別海町	中標津町	標津町	羅臼町	根室振興局	釧路地方気象台	北海道警察釧路方面本部・各警察署	釧路開発建設部
①円滑かつ迅速な避難のための取組											
①-2 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する取組											
① 想定最大規模も含めた浸水想定区域図、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表	E	H29年度から							標津川の想定最大規模を含めた浸水想定区域図を作成・周知する。また、新たに水位周知河川に指定する河川について検討する。		
② ハザードマップの作成等、周知に係る取組	E	H30年度から		想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等に基づいて、ハザードマップの作成等、周知に係る取組を行う。	想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等に基づいて、ハザードマップの作成等、周知に係る取組を行う。	想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等に基づいて、ハザードマップの作成等、周知に係る取組を行う。	想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等に基づいて、ハザードマップの作成等、周知に係る取組を行う。				
③ 想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等に基づいた地域防災計画の更新	C E G	H30年度から		想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等に基づいて、避難場所等を検討し、必要に応じて地域防災計画を更新する	想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等に基づいて、避難場所等を検討し、必要に応じて地域防災計画を更新する	想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等に基づいて、避難場所等を検討し、必要に応じて地域防災計画を更新する	想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等に基づいて、避難場所等を検討し、必要に応じて地域防災計画を更新する				
④ 住民及び観光客や市町外への通勤、通学者等に対する、平時及び発災時のわかりやすい情報発信方法の検討	A F H	継続実施	住民及び観光客や市町外への通勤、通学者等に対する、平時及び発災時のわかりやすい情報発信方法の検討を行う。	住民及び観光客や市町外への通勤、通学者等に対する、平時及び発災時のわかりやすい情報発信方法の検討を行う。	住民及び観光客や市町外への通勤、通学者等に対する、平時及び発災時のわかりやすい情報発信方法の検討を行う。	住民及び観光客や市町外への通勤、通学者等に対する、平時及び発災時のわかりやすい情報発信方法の検討を行う。	住民及び観光客や市町外への通勤、通学者等に対する、平時及び発災時のわかりやすい情報発信方法の検討を行う。	住民及び観光客や市町外への通勤、通学者等に対する、平時及び発災時のわかりやすい情報発信方法の検討を行う。	釧路川での住民及び観光客や市町外への通勤、通学者等に対する、平時及び発災時のわかりやすい情報発信方法の検討について情報提供を行う。		
⑤ 根室管内の特徴を踏まえた幼少期からの防災教育の促進	A F I	継続実施	出前講座、学校の授業など防災教育の実施を検討	出前講座、学校の授業など防災教育の実施を検討	出前講座、学校の授業など防災教育の実施を検討	出前講座、学校の授業など防災教育の実施を検討	出前講座、学校の授業など防災教育の実施を検討	防災教育の支援を行う	防災教育の支援を行う	防災教育の支援を行う	釧路管内の防災教育事例をもとに根室管内で活用できるよう、釧路川の支援状況等の情報提供を行う。
⑥ 関係機関及び地域住民を対象とした水防災に関する講習会や研修の実施、避難訓練の実施、自主防災組織等の住民意識向上など効果的な対応を検討	A F I	継続実施	講習会、研修、訓練に参加する	講習会、研修、訓練を実施及び参加する	講習会、研修、訓練を実施及び参加する	講習会、研修、訓練を実施及び参加する	講習会、研修、訓練を実施及び参加する	講習会、研修、訓練を実施及び支援する	講習会、研修、訓練を実施及び支援する	講習会、研修、訓練を支援及び参加する	関係機関と調整し、水防訓練（水防演習）の実施及び支援をする
⑦ 住民の水防災意識啓発のための広報の充実（ホームページ内の水害リスク情報や減災の取組等の関連情報を一元的に情報発信し、関係機関のホームページからアクセスし易くする等）	A E F	H29年度から	減災の取組に関する情報報を市のホームページ内で共有	減災の取組に関する情報報を町のホームページ内で共有	減災の取組に関する情報報を町のホームページ内で共有	減災の取組に関する情報報を町のホームページ内で共有	減災の取組に関する情報報を町のホームページ内で共有	減災の取組に関する情報報を根室振興局のホームページ内で共有			根室管内の減災の取組に関する情報を、釧路川外減災対策協議会ホームページ内で共有

	具体的な取組の柱 事項 具体的取組	目標時期	実施する機関									
			根室市	別海町	中標津町	標津町	羅臼町	根室振興局	釧路地方気象台	北海道警察釧路方面本部・各警察署	釧路開発建設部	
①円滑かつ迅速な避難のための取組												
①-3 円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する取組												
① 水害リスクの高い地区に対して、洪水時の避難勧告等の発令判断に活用する水位計(危機管理型等)の整備	K	H30年度から						水位計(危機管理型等)の設置の検討及び整備			洪水時に特化した低コストな水位計(危機管理型)の開発状況や仕様等の情報提供	
② 堤防天端の保護（越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばす対策）	R	H30年度から						堤防の天端保護（舗装）対策箇所の検討及び実施				
③ 水防活動を迅速化できるよう土のうステーション等の資材を補充	N	H29年度から	土のう保管場所における資材等の補充を行う	土のう保管場所における資材等の補充を行う	土のう保管場所における資材等の補充を行う	土のう保管場所における資材等の補充を行う	土のう保管場所における資材等の補充を行う	防災資材備蓄整備施設の検討及び整備				
④ 防災資材備蓄施設の整備	N	H29年度から						防災資材備蓄施設の検討及び整備				

具体的な取組の柱		目標時期	実施する機関									
事項	具体的取組		根室市	別海町	中標津町	標津町	羅臼町	根室振興局	釧路地方気象台	北海道警察釧路方面本部・各警察署	釧路開発建設部	
(2)的確な水防活動のための取組												
(2)-1 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組												
① 重要水防箇所の確認	J L	H29年度から		毎年、出水期前に重要水防箇所の確認を行う	毎年、出水期前に重要水防箇所の確認を行う	毎年、出水期前に重要水防箇所の確認を行う	毎年、出水期前に重要水防箇所の確認を行う	重要水防箇所の見直し及び重要水防箇所を水防活動関係者と確認を行う		重要水防箇所の情報共有	根室管内の重要水防箇所の情報共有	
② 水防資機材の充実、維持や関係機関との情報共有	M N P Q	H30年度から	水防資機材の補充を行うなど充実・維持を図り、根室振興局河川減災対策協議会での情報共有を行う	水防資機材の補充を行うなど充実・維持を図り、根室振興局河川減災対策協議会での情報共有を行う	水防資機材の補充を行うなど充実・維持を図り、根室振興局河川減災対策協議会での情報共有を行う	水防資機材の補充を行うなど充実・維持を図り、根室振興局河川減災対策協議会での情報共有を行う	水防資機材の補充を行うなど充実・維持を図り、根室振興局河川減災対策協議会での情報共有を行う	水防資機材の補充を行うなど充実・維持を図り、根室振興局河川減災対策協議会での情報共有を行う		水防資機材の補充を行うなど充実・維持を図り、根室振興局河川減災対策協議会での情報共有を行う		
③ 関係機関と連携した水防訓練	J K L N Q	継続実施	水防訓練の参加	水防訓練の実施、参加	水防訓練の実施、参加	水防訓練の実施、参加	水防訓練の実施、参加	水防訓練の実施、参加及び支援		水防訓練の実施、参加	水防訓練の実施、参加	
④ 消防団員（＝水防団員）の確保に向けた広報等	J	継続実施	リーフレットの配布やポスターの掲示									
⑤ 根室管内市町及び関係機関間での防災・減災に係る情報の共有手段及び応援等要請手順の確認	N P J Q	継続実施	根室振興局河川減災対策協議会での情報共有 根室管内5市町防災基本協定の継続 自衛隊等の災害派遣要請に係る手順について確認									
(2)-2 市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する取組												
① 市町村庁舎や災害時拠点病院等への情報伝達や機能確保のための対策の検討	O	H30年度から		浸水区域内の災害時拠点施設の情報伝達・機能確保のための対策について検討又は情報共有	浸水区域内の災害時拠点施設の情報伝達・機能確保のための対策について検討又は情報共有	浸水区域内の災害時拠点施設の情報伝達・機能確保のための対策について検討又は情報共有	浸水区域内の災害時拠点施設の情報伝達・機能確保のための対策について検討又は情報共有	浸水区域内の災害時拠点施設の情報伝達・機能確保のための対策について検討又は情報共有		浸水区域内の災害時拠点施設の情報を共有		
(3)氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組												
① 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組												
① 排水ポンプ車等の出動等に係る関係機関との調整方法の確認	N P Q	H30年度から	根室振興局河川減災対策協議会を活用し、毎年体制を確認する	根室振興局河川減災対策協議会を活用し、毎年体制を確認する	根室振興局河川減災対策協議会を活用し、毎年体制を確認する	根室振興局河川減災対策協議会を活用し、毎年体制を確認する	根室振興局河川減災対策協議会を活用し、毎年体制を確認する	根室振興局河川減災対策協議会を活用し、毎年体制を確認する			根室振興局河川減災対策協議会を活用し、釧路開発が保有する災害対策車両（排水ポンプ車や照明車等）の保有状況等を情報共有する	
(4)河川の施設整備に関する取組												
(1) 洪水氾濫を未然に防ぐ対策												
① 河道掘削等の実施	R	H29年度から							河川改修工事の実施（標津川） 河道内樹木の維持管理のあり方に基づき、河道内樹林の伐採や河道掘削を実施			